

○ 諫早市奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 3 月 1 日

条例第 83 号

改正 平成 18 年 3 月 29 日 条例第 8 号

平成 19 年 3 月 29 日 条例第 7 号

平成 21 年 7 月 23 日 条例第 14 号

平成 25 年 3 月 14 日 条例第 8 号

平成 25 年 6 月 28 日 条例第 17 号

平成 26 年 6 月 30 日 条例第 18 号

(設置)

第 1 条 向学心があるにもかかわらず、経済的理由により高校等への就学が困難な者に対し、奨学金を貸し付け、もって教育の機会均等と有為な人材の育成に資するため、諫早市奨学金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校等 高等学校、高等専門学校、大学及び専修学校等をいう。
- (2) 専修学校等 専修学校、各種学校及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)以外の法律の規定によりこれらに準ずる教育を行う教育施設をいう。
- (3) 世帯 生計を一にしている者の集まりをいう。

(平成 21 条例 14・一部改正)

(基金の額)

第 3 条 基金の額は、4 億 9,500 万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

(平18条例8・平21条例14・平25条例8・平25条例17・平26条例18・一部改正)

(奨学生の資格)

第4条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のすべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 経済的理由によって高校等への就学が困難な者であること。
- (2) 諫早市に1年以上住所を有する者の子であること。
- (3) 高校等に在学する者(専修学校等にあつては、修業年限が2年以上の課程に修業する者に限る。)であること。
- (4) 学業成績が良好であること。
- (5) 品行方正であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由により世帯の家計が急変し、高校等への就学が困難となる者が、規則で定める要件に該当する場合には、当該者を奨学生とすることができる。

- (1) その属する世帯の家計の主宰者の失業、破産、死亡等
- (2) 火災、風水害等の災害

(平21条例14・一部改正)

(奨学生の選考及び決定)

第5条 諫早市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、奨学生を選考し、奨学生に選考された者が高校等に入学したときは、当該者を奨学生に決定するものとする。

(奨学金の貸付け)

第6条 市長は、前条の規定により奨学生に決定された者に対し、奨学金の貸付けを行うものとする。

2 奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる教育施設に就学する者に応じ、当該各号に掲げる額以内の範囲内で規則で定める。

- (1) 大学又は専修学校等(専修学校の専門課程及びこれに準ずる課程に限る。) 月額3万円
- (2) 高等学校、高等専門学校又は専修学校等(前号に掲げるものを除く。) 月額2万円

(平19条例7・一部改正)

(奨学金の貸付期間)

第7条 奨学金の貸付期間は、奨学生の在学する高校等の正規の修業年限とする。ただし、負傷、疾病その他正当な理由により原級留置となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による奨学生に係る奨学金の貸付期間は、規則で定める。

(平21条例14・一部改正)

(奨学金の貸付けの停止)

第8条 市長は、奨学生が休学したとき(正当な理由がある場合に限る。)は、奨学金の貸付けを停止することができる。

(奨学生の取消し)

第9条 教育委員会は、奨学生が第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなつたとき又は同条第2項の規定により規則で定める要件に該当しなくなつたときは、奨学生の決定を取り消すことができる。

(平21条例14・一部改正)

(奨学金の償還)

第10条 奨学金は、無利子とし、高校等を卒業した日の属する月(前条の規定により奨学生の決定を取り消された場合にあつては、その日の属する月)の翌月から起算して6月を経過した後、貸付けを受けた期間の2倍の期間内において、年賦、半年賦又は月賦の方法により、規則で定める期限までに償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを受けた者(以下「償還人」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。

(平19条例7・一部改正)

(奨学金の償還猶予)

第11条 市長は、償還人が災害、疾病、進学その他償還の猶予が必要と認める特別の理由があるときは、その必要と認める期間、奨学金の償還を猶予することができる。

(奨学金の償還免除)

第12条 市長は、償還人が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 災害、疾病その他償還が困難であると認められる特別の理由があるとき。

(遅延利息)

第13条 償還人が奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、遅延利息を徴収する。ただし、償還の日が当該償還すべき日の翌日から起算して30日を超えないときは、当該遅延利息は、徴収しない。

2 市長は、災害、疾病その他特別の理由があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を減免することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において合併前の諫早市奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例(平成4年諫早市条例第6号)、多良見町奨学金貸付基金条例(平成5年多良見町条例第5号)、森山町奨学金貸付基金の設置および管理に関する条例(昭和63年森山町条例第9号)、飯盛町育英資金貸付基金条例(昭和39年飯盛町条例第18号)又は育英事業基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和42年高来町条例第12号)(以下これらを「合併前の条例」という。)により設置された基金に属していた現金は、施行日においてこの条例により設置される基金に属するものとする。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、

手続その他の行為（次項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により奨学生に決定された者に係る奨学金については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年条例第8号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成19年条例第7号）

この条例中第10条第1項の改正規定は平成19年10月1日から、第6条第2項の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

○諫早市奨学金貸付基金の奨学生の決定等に関する規則

平成17年3月1日

教育委員会規則第14号

改正 平成20年2月27日教委規則第1号

平成21年7月29日教委規則第5号

平成27年12月25日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、諫早市奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年規則第75号。以下「施行規則」という。）第14条の規定に基づき、奨学生の決定及びその取消しに関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 諫早市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、諫早市奨学金貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第83号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、毎年度奨学生を募集するものとする。ただし、条例第4条第2項の規定による奨学生（以下「4条2項奨学生」という。）の募集は、随時行うものとする。

(平21教委規則5・一部改正)

(奨学生の応募)

第3条 奨学生になろうとする者（以下「応募者」という。）は、教育委員会の指定する日までに、4条2項奨学生以外の奨学生にあっては第1号から第4号までの書類を、4条2項奨学生にあっては第1号から第5号までの書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、特定個人情報利用同意書（様式第1号の2）を提出した場合は、第2号及び第3号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 奨学生願書（様式第1号）

(2) 世帯全員（所得のない者を除く。）の前年分又は前々年分の所得証明書

- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (5) 条例第4条第2項各号の事由を証する書類

（平21教委規則5・平27教委規則6・一部改正）

（奨学生の決定手続）

第4条 教育委員会は、施行規則第2条に定める奨学基金運用委員会（以下「運用委員会」という。）に諮って奨学生を選考し、その結果を応募者に通知するものとする。

2 奨学生に選考された者は、高校等に入学したときは、速やかに当該高校等の在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

3 前項の規定により在学証明書が提出されたときは、教育委員会は、当該奨学生に選考された者を奨学生に決定し、速やかにその旨を本人及びその在学する高校等の長に通知するものとする。

（成績証明書等の提出）

第5条 奨学生（4条2項奨学生を除く。）は、毎年度（奨学生に決定された年度を除く。）4月末日までに、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 前年度の学業成績証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

（平21教委規則5・一部改正）

（緊急支援奨学金の貸付期間の延長）

第6条 4条2項奨学生は、施行規則第7条第2項の規定により貸付の継続を申請するときは、その貸付期間の末日までに、緊急支援奨学金継続申請書（様式第3号）を、在学している高校等を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（平21教委規則5・追加）

（届出）

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やか

にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、又は復学したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の借用を辞退しようとするとき。
- (4) 連帯保証人又は保証人を変更するとき。
- (5) 奨学生又は連帯保証人若しくは保証人の氏名又は住所を変更したとき。

2 奨学生の遺族又は連帯保証人若しくは保証人は、奨学生が死亡したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平20教委規則1・一部改正、平21教委規則5・旧第6条繰下)

(奨学生の決定の取消し)

第8条 教育委員会は、条例第9条の規定により奨学生の決定を取り消そうとするときは、あらかじめ運用委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定により奨学生の取消しを決定したときは、教育委員会は、その旨を当該取り消された者に通知するものとする。

(平21教委規則5・旧第7条繰下)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

(平21教委規則5・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年教委規則第6号)

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

奨 学 生 願 書

応 募 者	フリガナ		性 別	男 ・ 女	
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日生	
	住 所				
	電 話 番 号	TEL	— —	(携帯電話 — —)	
	本 籍				
進 学 希 望	1		正規の修業年数 年		
学 校 名	2		正規の修業年数 年		
在 学 学 校 名	科 第 学年				
家 族	氏 名	年 齢	続 柄	勤 務 先	備 考
			本人		
借 用 希 望 額	月額 円				
奨学金の借用を希望する理由(具体的に記入すること。)					

諫早市奨学金貸付基金の奨学生になりたいので、上記のとおり応募します。

年 月 日

諫早市教育委員会 様

応募者 住 所

氏 名

㊟

保護者 住 所

氏 名

㊟

出願書類の個人情報、採用に係る審査、選考決定及び決定後の資格の確認以外の目的には利用しません。

様式第1号の2（第3条関係）

特 定 個 人 情 報 利 用 同 意 書

フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名		④ 生年月日	年 月 日生
住 所			
個 人 番 号			

諫早市奨学金貸付基金の奨学生の決定に関し、諫早市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条に規定する事務について、同条例第5条に規定する私の特定個人情報を教育委員会が利用することについて同意します。

年 月 日
諫早市教育委員会 様

応募者 住 所
氏 名 ④

特定個人情報は、採用に係る審査、選考決定及び決定後の資格の確認以外の目的には利用しません。

様式第2号(第3条関係)

奨学生推薦調書

フリガナ		年 月 日生		男・女	
氏 名		学校名		学年	年
人物所見					
学力所見					
その他参考事項					

上記の者は、諫早市奨学金貸付基金の奨学生として適当と認めるので、学業成績証明書を添えて推薦します。

年 月 日

諫早市教育委員会 様

学校名
学校長名



備考 この書類は、学校より直送してください。

様式第3号(第6条関係)

緊急支援奨学金継続申請書

奨学生番号 号 学校 科 第 学年
氏名

年 月 日提出の願書に記載した緊急支援奨学金必要事由等の現状は下記のとおりであり、来年度においてもなお奨学金を必要とするので、継続貸付をお願いします。

緊急支援事由発生年月 年 月

継続貸付を願い出た家庭事情欄(具体的に)

年 月 日

本人住所
氏名 印
連帯保証人住所
氏名 印

諫早市教育委員会 様

上記の申請を適当と認め、また、学力・人物とも緊急支援基準に該当することを認めます。

年 月 日

学校長 氏名 印

様式第 1 号（第 3 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 ・全改）

様式第 1 号の 2（第 3 条関係）

（平 2 7 教委規則 6 ・追加）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（平 2 1 教委規則 5 ・追加）